

高等学校に在籍する生徒に対する ろう学校における「通級による指導」 について

平成30年4月1日から高等学校においても「通級による指導」が始まりました。
詳しくは、「高等学校に在籍する難聴の生徒に対する県立ろう学校における通級
による指導実施要項」（山梨県教育委員会）をご覧ください。

*県立学校に在籍する生徒が対象となります。



1 通級形態

中学校では、①ろう学校での通級指導、②拠点校での通級指導、③在籍校での巡回指導の3つの形態がありましたが、高等学校では、在籍校での巡回指導を放課後に実施します。

2 指導回数、時間

- ◇ 通級による指導は、単位として認定されます。
- ◇ 1回、75分とします。（高等学校の授業は、1時間は50分ですので、1回が1.5時間の実施となります。）
- ◇ 指導回数は、3年間で1単位35時間以上を実施しますので、3年間で24回以上となります。
- ◇ 指導日や各学年での実施回数は、本人と在籍校とろう学校で話し合って設定します。

3 指導内容

「自立活動」の中で、自分のきこえや補聴機器、ことばやコミュニケーションに関する指導を行います。

障害については、中学校でも学んできましたが、自分のきこえに合った環境づくりや、授業や行事の中での対応策を考えたりしていきます。高等学校では、自分について知り、自分から周囲へ働きかけることへと進みます。

様々な悩みや困りごとが出てくるのも思春期ならではのです。自分の存在や自分の考えに自信が持てない時期にあたります。先輩たちの生き方やいろいろな声を聞いたり読んだりしながら、自分のこれからについても考えていく内容を取り扱います。

4 その他

これまで「通級による指導」を行ってきた経験がない高等学校においては、教科学習指導における配慮や教室環境づくりについて先生方の相談を受けたり、必要に応じて外部専門家の言語聴覚士が帯同して支援を行います。

また、聴覚障害についての理解研修を職員向けに行ったり、ろう学校で行われる外部講師招聘の校内研修会などを高等学校へ案内したりします。

必要に応じて、保護者の方とも懇談を行い、教育・医療・福祉関係の情報提供を行います。



「通級による指導」では、補聴器や人工内耳などの補聴機器や補聴システム等を学習し、自分に合った聞こえの環境を整え、求めることができるように学習を進めます。

ご家庭の考え方やあり方も高等学校に在籍する期間の成長に大きな役割を果たし、大人に向かっていく土台となります。

「通級による指導」は、家庭と学校と協力して、成長に関われることを大切にしています。

山梨県立ろう学校

きこえとことばの相談支援センター

〒405-0016

山梨市大野 1009

TEL (0553) 22-1378

FAX (0553) 22-6419